

山元町地域公共交通利便増進実施計画

**令和 7 年 7 月
山元町**

山元町地域公共交通利便増進実施計画 目次

第1章	はじめに	1
1－1	本計画策定の背景と目的	1
1－2	本計画の基本的な考え方	1
1－3	利便増進事業の実施区域と実施予定期間.....	2
第2章	本計画で実施する利便増進事業内容.....	3
2－1	事業内容・実施主体	3
2－2	地域公共交通網の整備	4
2－3	地域公共交通網の整備及び運送の条件の改善と併せて実施する内容.....	7
第3章	地方公共団体による支援の内容	10
第4章	事業実施に必要な資金の額・調達方法.....	11
第5章	事業の効果	12
5－1	各実施事業による効果	12
第6章	利便増進事業に関連して実施する内容（地域交通計画に位置づけ）.....	13
6－1	事業内容・実施主体	13
6－2	地域公共交通網の整備	14
6－3	運送の条件の改善	21

第1章 はじめに

1－1 本計画策定の背景と目的

本町では、令和5年度に山元町地域公共交通計画を策定し、町が直面する交通課題として、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成や、公共交通の利用しやすさの向上等を明らかにしています。これらの課題に対する基本方針としては、「持続可能な生活交通の確保に向けた再編・効率化」等を掲げており、その実現に向けて、定期運行型バスと区域運行型バスの特性や役割を適切に捉えたうえで、地域の実情や利用者ニーズに即した公共交通ネットワークの構築を目指すこととしています。

この方針を具体的に推進するための中心的な施策が、地域公共交通利便増進事業であり、山元町地域公共交通利便増進実施計画は、その円滑かつ効果的な実施を図ることを目的に策定するものです。

本計画に位置づける利便増進事業の実施を通じて、交通計画が掲げる将来像の「“必要な人に必要なものを提供する”本町に合った、本町らしい地域公共交通」の実現を図るとともに、移動に困難を抱える住民の移動手段の確保と、生活の質の維持向上を目指します。

1－2 本計画の基本的な考え方

(1) 地域交通網の再編方針

本町では、定時定路線型の町民バスと、区域運行型のデマンド型乗合タクシーを一体的に運行しており、震災後の復興期を含めて町民の移動手段の確保に一定の役割を果たしてきましたが、デマンド型乗合タクシーの運行に関しては、以下のような複数の課題が顕在化しています。

まず、運行区域が広域である一方、配車の集中や予約受付体制の煩雑化などにより、利用者にとって利便性が必ずしも高いとは言えない状況が見られます。また、定期運行型バスと区域運行型交通の役割が重複している場面もあり、運行効率や経済性の観点からも再構成が求められています。

さらに、予約方法のわかりにくさや、予約が取りづらい時間帯の存在、高齢者を中心とした利用者のICT対応力の課題なども指摘されており、利用者目線に立った見直しが急務となっております。また、事業者側からは、運転士不足や運行収支の悪化といった課題も深刻化しており、持続可能な体制への転換が不可欠です。

このような現状を踏まえ、本計画においては「持続可能な生活交通の確保に向けた再編・効率化」を基本的な考え方として位置付け、特にデマンド交通については、現行の広域型から、利用特性に応じた区域再編や運行時間の最適化などを通じて、利便性と効率性を両立した運行体制の構築を目指します。

また、定期運行型バスとの役割分担を明確化することにより、両者が補完的に機能し合う公共交通ネットワークの再設計を進めます。これにより、限られた資源を有効に活用しながら、誰もが使いやすい公共交通の実現を図ります。

■地域公共交通が目指す将来像

“必要な人に必要なものを提供する”

本町に合った、本町らしい持続可能な地域公共交通ネットワークの構築



■地域公共交通計画における基本方針

1 持続可能な生活交通の確保に向けた再編・効率化

2 移動に困っている方が無理なく・簡単に利用しやすい環境づくり

3 多様な主体との協働・連携による資源を総動員したサービス体制づくり

図 1 山元町地域公共交通計画における基本方針

(2) 本計画の進め方

本計画に基づき実施する地域公共交通利便増進事業は、住民の移動の利便性を高め、日常生活の継続を支えることを目的としたものであり、その成果が一過性にとどまらず、計画期間を通じて安定的かつ持続的に提供されることが重要です。

また、計画期間中は、制度運用と財政支援の両面から体制整備を行い、各取組が地域に定着し、必要な公共交通サービスとして持続的に提供されるよう努めます。さらに、進捗状況や利用実績、住民ニーズ等を定期的に検証し、必要に応じて柔軟な見直しを行いながら、計画に定める期間内において安定した交通サービスの維持と改善を図ります。

1－3 利便増進事業の実施区域と実施予定期間

(1) 実施区域

本事業の実施区域は、山元町全域とします。

(2) 実施予定期間

本計画は、令和7年10月1日～令和12年9月30日を計画の実施予定期間とします。

上記の計画期間は、地域公共交通計画と利便増進計画の整合性を図るため、交通計画の計画期間である令和6年度から令和12年度に包含させて設定しており、両計画の整合性を確保しています。

また、利便増進事業の各施策が段階的に実行され、利用者への定着と効果の発現が図られるまでに必要な準備・運用・検証のサイクルを踏まえた計画期間としています。

第2章 本計画で実施する利便増進事業内容

2-1 事業内容・実施主体

利便増進事業として、本計画で位置づける内容を以下に掲載します。

表 1 利便増進事業の一覧

交通計画の位置づけ	関連施策	実施項目	事業概要	実施主体	特定事業(※)
基本方針1：持続可能な生活交通の確保に向けた再編・効率化	施策 1-1：路線定期運行型バス・区域運行型バスの特性を生かした持続可能な運行事業の推進	デマンド型乗合タクシーの再編（町民バス（予約運行型）の運行）	• 4エリア分割の運行エリアを1エリアへ統合	山元町 山元町ハイタク連絡協議会	イ③：自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更
			• 一般乗合旅客自動車運送事業から自家用有償旅客運送への転換	山元町 山元町ハイタク連絡協議会	イ③：自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更
基本方針2：移動に困っている方が無理なく・簡単に利用しやすい環境づくり	施策 2-1：町内の移動資源の分かりやすい情報発信	公共交通情報冊子の作成	• 町内交通、広域的な交通である鉄道との乗り継ぎも示した情報提供冊子の作成	山元町	ハ③：乗継ぎに関する分かりやすい情報提供

※R5年10月改訂の「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き[別冊]」に基づいて整理

2-2 地域公共交通網の整備

(1) デマンド型乗合タクシーの再編（町民バス（予約運行型）の運行）

1) 事業概要

デマンド型乗合タクシーの各々の特性を生かしつつ、本町の実態に即した車両や運行内容を選定した自家用有償運送へと再編します。

表 2 事業概要

路線・系統名	町民バス（予約運行型）
運行事業者	山元町（山元町ハイタク連絡協議会に運行委託）
道路運送法上の事業種別	79条 自家用有償旅客運送
運行の態様	区域予約運行
運行ダイヤ	8便（7:00～15:30）
運行日	平日

2) 事業実施予定期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

3) 実施内容

事業実施の背景・これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">▪ 平成29年度より町民の移動手段確保のため、町内全域を対象としたデマンド型乗合タクシーを導入し、定時定路線の町民バスと一緒に運行してきました。▪ このサービスは、道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業として位置づけられ、町が民間タクシー事業者へ委託する形で実施してきました。▪ 特に、高齢化の進行や運転免許返納者の増加といった町の実情を踏まえ、利用者が電話予約を通じて自宅近くから目的地まで移動できる仕組みは、町民の生活の足として一定の評価を得てきました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none">▪ 運行区域が広域にわたることで、配車や乗合の調整に時間を要し、効率的な運行が難しい状況となっています。▪ 利用が一部の時間帯やエリアに集中することで、希望する時間に予約が取れないといった声も寄せられています。▪ 予約方法が電話のみであり、高齢の利用者にとって使いやすいとは言い難い場面も見られます。▪ 定期運行型の町民バスとの役割の重複も生じており、全体としての交通体系の最適化が求められています。
本事業の実施内容	<ul style="list-style-type: none">①自家用有償旅客運送への転換②運行エリアの統合
期待される効果	<ul style="list-style-type: none">▪ 従来よりも柔軟な運行が可能となり、利便性の向上が見込まれるほか、移動手段を必要とする町民の生活の質の向上が期待されます。▪ 道路運送法第79条自家用有償旅客運送に基づく事業に転換することで、行政をはじめとした地域団体、住民等の地域の交通に対する理解や関心も高まり、協働による持続的な運営体制の構築が進むことが見込まれます。▪ 町民バス（町民バス定期運行型）との役割分担が明確化されることで、公共交通全体としての効率性が向上し、無駄のないネットワークの再構成が可能となり、町内における移動の自由度が高まり、誰もが安心して暮らせる環境づくりに寄与します。

4) 実施内容のイメージ等

【事業実施前】

- ・町内を4つのエリアに分割して運行
- ・エリアごとに予約するタクシー会社が異なるため煩雑
- ・各社が道路運送法4条許可に基づいて運行

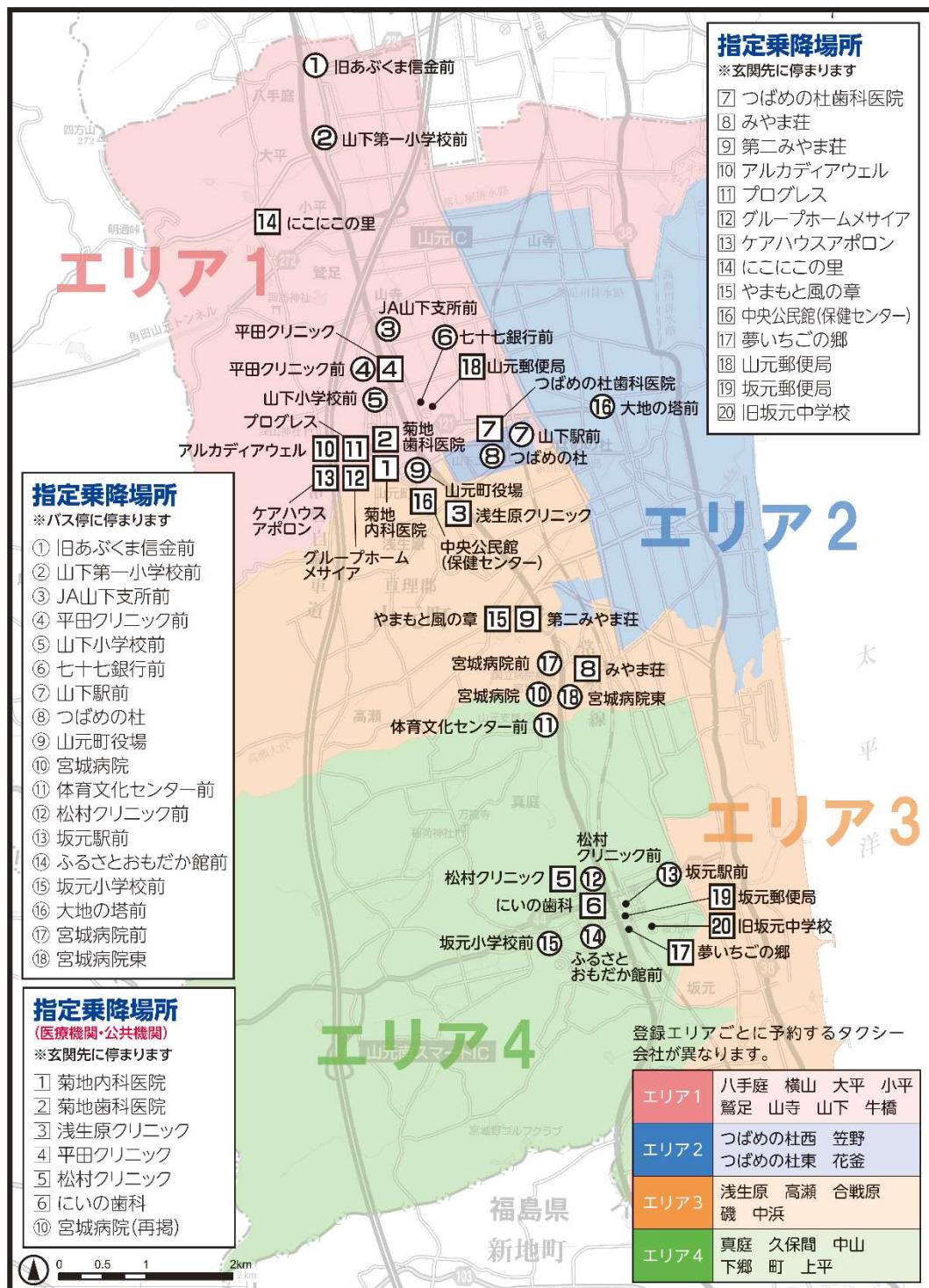


図2 事業実施前の状況

【事業実施後】

- ・4エリア分割の運行エリアを1エリアへ統合
- ・道路運送法79条自家用有償旅客運送として、山元町から山元町ハイタク連絡協議会に運行委託し、予約受付や運行管理等を一元化

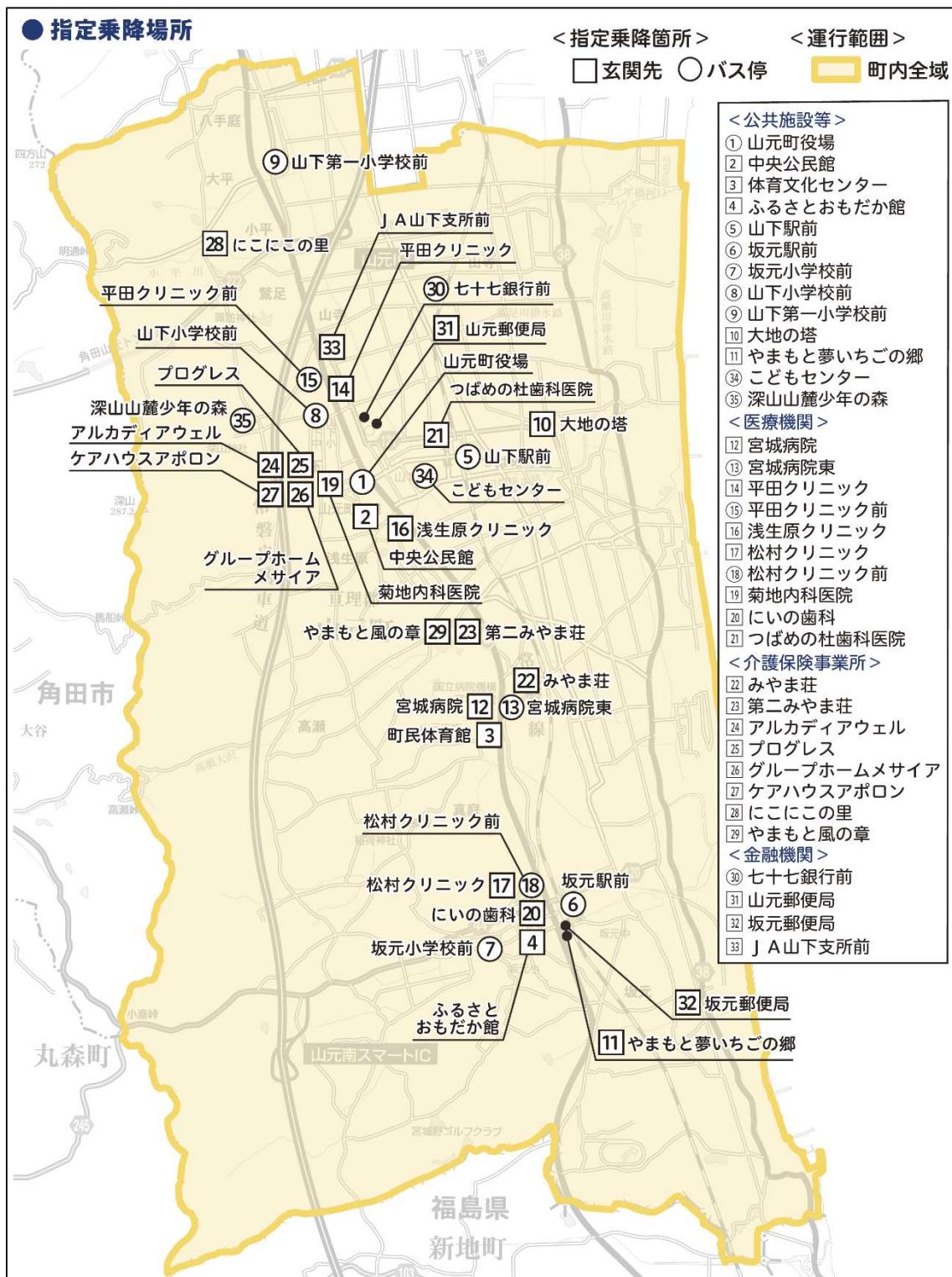


図3 事業実施後のイメージ

2-3 地域公共交通網の整備及び運送の条件の改善と併せて実施する内容

(1) 地域公共交通に係る情報提供（公共交通情報冊子の作成）

1) 事業概要

自家用有償運送やタクシー等、町内にある移動資源についての情報が総合的に分かるよう、公共交通情報冊子を作成し、町ホームページ等を通じた情報発信を行い、利用しやすい環境を整えます。

2) 事業実施予定期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

3) 実施内容

事業実施の背景・これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">各交通手段に関しては、広報紙や町ホームページ、チラシ等を通じて情報提供を行っています。
主な課題	<ul style="list-style-type: none">現在、町民が自身の居住地や目的地に応じて、利用可能な公共交通手段を一目で把握することが難しく、特に町民バスとデマンド交通が併存している地区では、ルートの重複や運行時間の違いなどに関する混乱が生じやすい状況です。公共交通全体の利便性を高める上で、情報の分かりやすさが課題となっています。高齢者やICTに不慣れな住民にとっては、紙媒体による明瞭な情報整理が強く求められており、交通手段の認知促進と利用促進の両面で対応が必要です。
本事業の実施内容	①町内交通、広域的な交通である鉄道との乗り継ぎも示した情報提供冊子の作成
期待される効果	<ul style="list-style-type: none">町内に存する地域交通を一元的にまとめた情報誌を発行することで、町内地域交通情報の入手に係る利便性（JR乗継も含め）が向上し、かつ、住民がその移動の目的や状況に応じた交通手段を選択しやすくなるなど、利用者の利便性の向上が期待されます。特に、交通に不安を感じている高齢者や移住者、子育て世帯にとって、移動の選択肢が「見える化」されることで、移動の自由度と安心感が向上します。町全体としての公共交通ネットワークの一体的な整理が進むことで、将来的な再編や利用促進施策の基礎資料としても活用が可能となります。公共交通情報冊子を通じて交通の「使い方」が分かるようになることで、地域公共交通の認知度・活用度の向上につながることが見込まれます。

4) 実施内容のイメージ等

【事業実施前】

- ・全P14で構成される公共交通情報冊子を発行

令和6年4月1日(月)改正

デマンド型乗合タクシー 時刻表 町民バス「ぐるりん号」

ご希望の便を予約して、他の予約者との乗合で、自宅と目的地近くの指定乗降場所間の往復などに利用できます。
主に通院利用の多い日中の時間帯に運行します。

<デマンド型乗合タクシー>



<町民バス>



あらかじめ定められたルートを定められた時刻に運行します。
町内の通学利用が多い朝夕の時間帯に運行します。

<デマンド型乗合タクシーと町民バスは2つで1つの「町民バス等運行事業」です。>

- 天候や道路事情等により、遅延が生じる場合があります。予めご了承願います。
また、異常気象等に伴い、予告なく運行を中止することがあります。
- 乗車定員を超える場合は、ご乗車できませんのでご了承願います。

デマンド型乗合タクシーについて ··· 1ページから5ページ
町民バスについて ······ 6ページから14ページ

[お知らせ]

- 町では、現在「町民バス等運行事業」の見直しを行っています。
- 令和6年度中に運行方法等を変更する可能性があります(※)ので、ご注意ください。
(※早くとも年度後半となる見込みです。)
- 変更する場合、事前にチラシ等でお知らせしますので、ご確認ください。

図4 事業実施前の状況

【事業実施後】

- ・全 P14 で構成される公共交通情報冊子を発行
- ・本計画で位置づける事業を網羅した情報掲載



図 5 事業実施後のイメージ

第3章 地方公共団体による支援の内容

各利便増進事業に対して、本町が支援する内容を以下に掲載します。

表 3 利便増進事業の一覧

交通計画の位置づけ	関連施策	実施項目	支援の内容
基本方針1：持続可能な生活交通の確保に向けた再編・効率化	施策 1-1：路線定期運行型バス・区域運行型バスの特性を生かした持続可能な運行事業の推進	デマンド型乗合タクシーの再編（町民バス（予約運行型）の運行）	<ul style="list-style-type: none">・本町で総事業費のうち、補助金等を除いた不足分の予算支援を行う・運行事業者との調整・定着に向けた周知広報
基本方針2：移動に困っている方が無理なく・簡単に利用しやすい環境づくり	施策 2-1：町内の移動資源の分かりやすい情報発信	公共交通情報冊子の作成	<ul style="list-style-type: none">・本町で総事業費のうち、補助金等を除いた不足分の予算支援を行う・運行事業者との調整・定着に向けた周知広報

第4章 事業実施に必要な資金の額・調達方法

利便増進事業の実施に必要な資金の額及び調達方法を以下に掲載します。

表 4 利便増進事業の一覧

交通計画の位置づけ	関連施策	実施項目	総事業費 (千円/年)	内訳 (千円/年)	調達方法		実施年度
					調達主体	補助金等	
基本方針1：持続可能な生活交通の確保に向けた再編・効率化	施策 1-1：路線定期運行型バス・区域運行型バスの特性を生かした持続可能な運行事業の推進	デマンド型乗合タクシーの再編	36,000				
				15,200	山元町	山元町単独費用	R7.10月～
				300	山元町ハイタク連絡協議会	運賃収入	R7.10月～
				18,000	山元町地域公共交通会議	地域内フイーダー系統確保維持費国庫補助金	R7.10月～
				2,500	山元町	宮城県地域公共交通利活用促進事業費補助金	R7.10月～
基本方針2：移動に困っている方が無理なく・簡単に利用しやすい環境づくり	施策 2-1：町内の移動資源の分かりやすい情報発信	公共交通情報冊子の作成	500				
				250	山元町	山元町単独費用	R7.10月～
				250	山元町	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	R7.10月～

※総事業費は、令和6年度の実績をもとに算定した見込み額であり、今後増減する可能性があります
※調達方法の額は、令和6年度の実績をもとにした見込み額であるため、記載の通り調達がなされない場合があります

※調達方法のうち、国補助金に記載した額は、令和7年度事業分（令和7年10月～令和8年9月）のフイーダー補助想定額をもとに、利便増進実施計画の計画期間内の想定補助額を算定の上、年額に割戻を行った見込み額です

※宮城県地域公共交通利活用促進事業費補助金は、事業実施初年度のみ対象。

第5章 事業の効果

5-1 各実施事業による効果

表 5 利便増進事業の一覧

交通計画の位置づけ	関連施策	実施項目	事業の効果	交通計画での目標の位置づけ
基本方針1：持続可能な生活交通の確保に向けた再編・効率化	施策1-1：路線定期運行型バス・区域運行型バスの特性を生かした持続可能な運行事業の推進	デマンド型乗合タクシ－の再編（町民バス（予約運行型）の運行）	・柔軟な運行と町民バスとの役割分担により、効率的に持続可能な交通体制の構築が期待されます	評価指標2：町民バス等運行事業の収支率 評価指標3：町民バス等運行事業の人口あたりの延べ利用者数 評価指標4：町民バス等運行事業の延べ利用者1人あたりの運行経費
基本方針2：移動に困っている方が無理なく・簡単に利用しやすい環境づくり	施策2-1：町内の移動資源の分かりやすい情報発信	公共交通情報冊子の作成	・公共交通の情報が整理・可視化されることで、利用者の理解と選択が進み、移動の自由度と利用促進が期待されます	評価指標2：町民バス等運行事業の収支率 評価指標3：町民バス等運行事業の人口あたりの延べ利用者数 評価指標4：町民バス等運行事業の延べ利用者1人あたりの運行経費

第6章 利便増進事業に関する実施する内容（地域交通計画に位置づけ）

6-1 事業内容・実施主体

表 6 関連事業の一覧

交通計画の位置づけ	関連施策	実施項目	事業概要	実施主体
基本方針1：持続可能な生活交通の確保に向けた再編・効率化	施策1-1：路線定期運行型バス・区域運行型バスの特性を生かした持続可能な運行事業の推進	町民バスの再編	・運行路線の統合 ・運行ダイヤの見直し	山元町
		デマンド型乗合タクシー(町民バス予約運行型)の運行ダイヤ見直し	・通学時間帯の運行便確保	山元町
		デマンド型乗合タクシー(町民バス予約運行型)の運賃低廉化	・運賃及び定期券代の低廉化	山元町

6-2 地域公共交通網の整備

(1) 町民バスの再編

1) 事業概要

路線定期運行の町民バスを幹線交通、利便増進事業で実施する予約運行型の町民バスを支線交通として位置付け、町内移動の充実を図ります。

表 7 事業概要

路線・系統名	町民バス（定期運行型）
運行事業者	山元町（山元町ハイタク連絡協議会に運行委託）
道路運送法上の事業種別	79条 自家用有償旅客運送
運行の態様	路線定期運行
運行ダイヤ	5便（7:10～17:15）
運行日	平日

2) 事業実施予定期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

3) 実施内容

事業実施の背景・これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">▪ かつて町内を運行していた民間路線バスが全廃されたことを契機として、公共交通空白地域の発生を防ぐため、町独自の町民バス制度を導入し、町内の基幹的な移動手段として運行してきました。▪ 現在は3路線体制により、通院・通学・買い物等の日常的な移動ニーズに対応しています。▪ 路線の見直しや運行本数の調整、乗降環境の整備などを段階的に進めてきました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none">▪ 人口減少や生活様式の変化に伴い、町民の移動ニーズは多様化しており、既存の運行形態のままでは対応が難しい場面も増えてきています。▪ 全体的な利用者数の伸び悩みが見られるほか、時間帯や路線によっては極端に利用が少ない便も存在しています。▪ バス停が自宅から離れていることや、運行間隔が長いことにより、利用を控える住民も少なくありません。▪ デマンド型乗合タクシー（町民バス予約運行型）との役割分担が明確でないことから、制度全体としての分かりにくさや利用者の混乱を招くケースも確認されており、公共交通サービスの体系的な再整理が求められています。
本事業の実施内容	<ul style="list-style-type: none">①運行路線の統合②運行ダイヤの見直し
期待される効果	<ul style="list-style-type: none">▪ 運行の無駄を削減し、限られた財源の中で効率的な運行が実現されることが期待されます。▪ 町民にとって分かりやすく、利用しやすい交通体系となることで、移動手段としての信頼性が高まり、実際の利用増加にもつながると見込まれます。▪ デマンド型乗合タクシー（町民バス予約運行型）との機能分担が明確化されることで、交通手段の使い分けが容易となり、公共交通ネットワーク全体の利便性と一体感が向上し、町民の移動の自由度を維持しながら、持続可能な地域交通の構築が進むことが期待されます。

4) 実施内容のイメージ等

① 運行路線の統合

【事業実施前】

- ・町内を概ね3地域に分け、それぞれの地域から交通結節点等までの3路線を運行

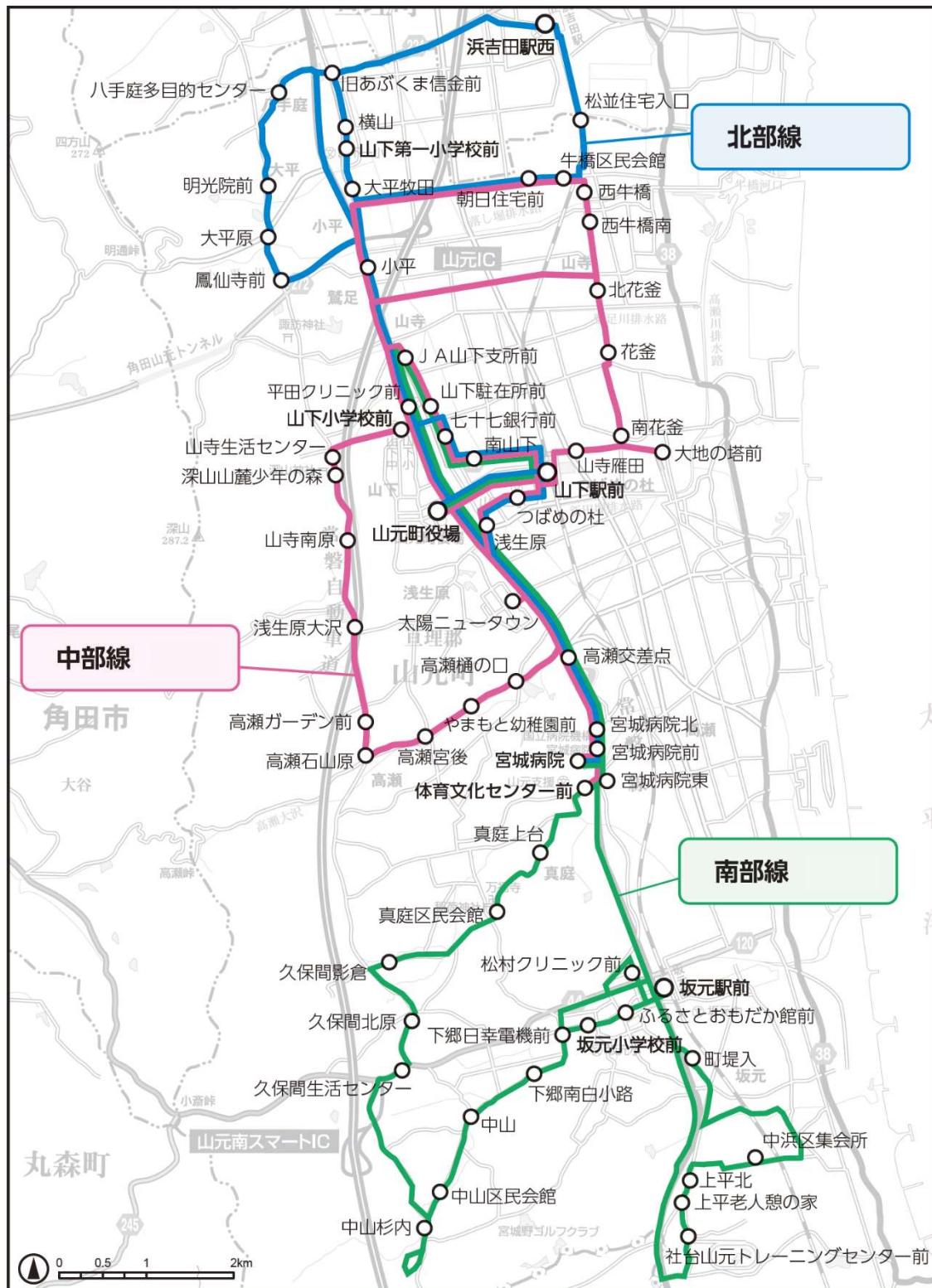


図 6 事業実施前の状況

【事業実施後】

- ・需要の多い区間に統合し、利便性と効率性がともに向上
- ・運行路線外のエリアは、デマンド型乗合タクシー(町民バス予約運行型)と連携し、カバー

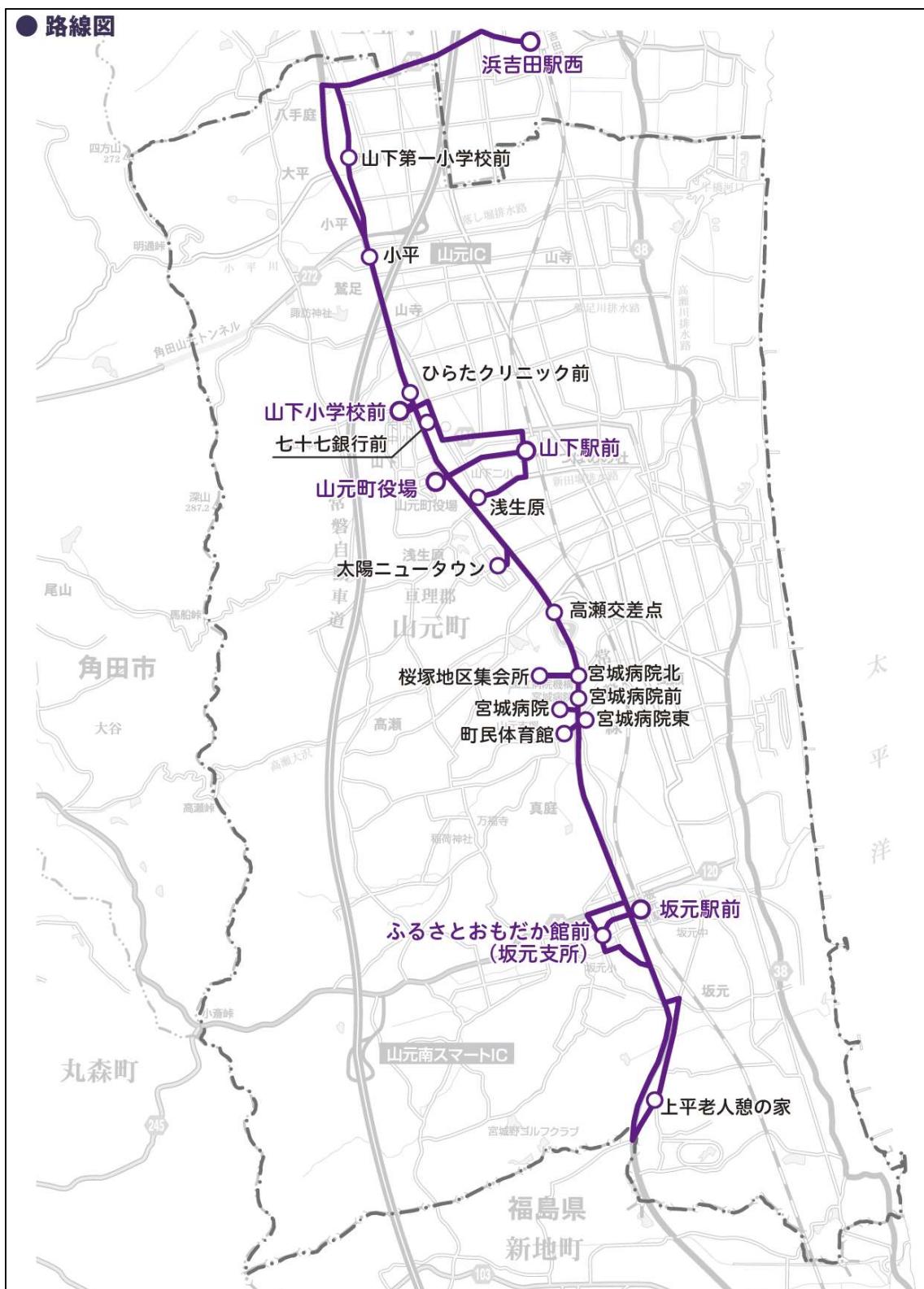


図 7 事業実施後のイメージ

【事業実施後】

- ・町内の交通結節点等を繋ぐ運行ダイヤに見直し

停留所	1便	停留所	2便	停留所	3便
山元町役場	7:10	山元町役場	8:40	山元町役場	12:55
山下駅前	7:15	ひらたクリニック前	8:42	山下駅前	12:58
浅生原	7:17	小平	8:44	浅生原	13:00
高瀬交差点	7:20	浜吉田駅西	8:51	高瀬交差点	13:03
宮城病院北	7:21	山下第一小学校前	8:56	宮城病院北	13:04
宮城病院東	7:22	小平	8:59	宮城病院	13:05
町民体育館前	7:23	ひらたクリニック前	9:01	町民体育館	13:07
坂元駅前	7:28	山下小学校前	9:03	坂元駅前	13:12
ふるさとおもだか館前	7:30	七十七銀行前	9:05	ふるさとおもだか館前	13:14
宮城病院前	7:35	山下駅前	9:08	上平老人憩いの家	13:19
宮城病院北	7:36	浅生原	9:10	町民体育館	13:28
高瀬交差点	7:37	高瀬交差点	9:13	宮城病院	13:30
太陽ニュータウン	7:40	宮城病院北	9:14	宮城病院前	13:31
山下小学校前	7:45	宮城病院	9:16	桜塚地区集会所	13:33
山下駅前(着)	7:50	町民体育館前	9:17	宮城病院北	13:34
山下駅前(発)	8:05	上平老人憩いの家	9:26	高瀬交差点	13:35
浅生原	8:07	ふるさとおもだか館前	9:31	浅生原	13:38
高瀬交差点	8:10	坂元駅前	9:33	山下駅前	13:40
宮城病院北	8:11	町民体育館前	9:38	七十七銀行前	13:43
宮城病院	8:12	宮城病院	9:39	山下小学校前	13:45
町民体育館前	8:14	宮城病院前	9:40	ひらたクリニック前	13:47
山元町役場	8:19	桜塚地区集会所	9:42	小平	13:49
停留所		宮城病院北	9:43	山下第一小学校前	13:51
山元町役場	14:52	高瀬交差点	9:44	浜吉田駅西	13:56
宮城病院	14:57	浅生原	9:47	山下第一小学校前	14:01
宮城病院前	14:58	山下駅前	9:49	小平	14:03
桜塚地区集会所	15:00	山元町役場	9:52	山下小学校前	14:07
宮城病院北	15:01				
高瀬交差点	15:02				
浅生原	15:05				
山下駅前	15:07				
七十七銀行前	15:10				
山下小学校前	15:12				
ひらたクリニック前	15:14				
小平	15:16				
山下第一小学校前	15:19				
浜吉田駅西	15:24				
山下第一小学校前	15:29				
小平	15:32				
ひらたクリニック前	15:34				
山下小学校前	15:36				
太陽ニュータウン	15:41				
高瀬交差点	15:44				
宮城病院北	15:45				
宮城病院東	15:46				
坂元駅前	15:51				
上平老人憩いの家	15:56				
ふるさとおもだか館前	16:01				

図 11 事業実施後のイメージ

(2) デマンド型乗合タクシー(町民バス予約運行型)の運行ダイヤ見直し

1) 事業概要

利用者の属性に合わせて、デマンド型乗合タクシー(町民バス予約運行型)の運行ダイヤをより利用しやすい時間帯に見直します。

2) 事業実施予定期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

3) 実施内容

事業実施の背景・これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">▪ 従来の運行ダイヤは、8時30分から16時30分までの間に、1時間おきに全8便を設定し、午前便・午後便に分けて運行していました。▪ 通学需要は、定時定路線の町民バスで運行を担っていました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none">▪ 実際の利用実績を分析すると、特定の時間帯に利用が集中する一方で、ほとんど利用がない時間帯も存在しています。▪ 通学需要を担う町民バスは、定時定路線であるため、年々変化する通学者の分布状況に柔軟に対応が難しく、運行が非効率的、かつ、利用者は目的地に到着するまで過度な乗車時間となっていました。▪ 午後の時間帯の一部においては、町民バスとの運行時間帯が重複するなど、公共交通全体としての運行効率に課題がありました。
本事業の実施内容	①通学時間帯の運行便確保
期待される効果	<ul style="list-style-type: none">▪ 利用実態に即した運行ダイヤとなり、住民が目的に応じて使いやすい時間帯に交通手段が確保され、通学利用者と一般利用者が混在することによる混雑等が軽減されることが期待されます。▪ 利用の少ない時間帯の運行を見直すことで、全体の運行効率が向上し、運行コストの縮減にもつながります。▪ 町民バスとの時間帯の重複を回避することで、公共交通ネットワーク全体の整理が進み、住民にとっての利便性と理解しやすさが高まると見込まれます。

4) 実施内容のイメージ等

【事業実施前】

- ・全8便を運行
- ・特定の時間帯に利用が集中
- ・午後の時間帯の一部においては、町民バスとの運行時間帯が重複

午 前 便					午 後 便		
1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
8:30発	9:30発	10:30発	11:30発	12:30発	14:30発	15:30発	16:30発

図 12 事業実施前の状況

【事業実施後】

- ・通学交通としての役割を持たせるため、通学便として登校便と下校便を運行
- ・日中時間帯においては、過年度の利用状況等を踏まえ、運行内容を見直し

午 前	午 後
登校便	下校便
7:00 発	15:30 発

午 前 便				午 後 便	
1 便	2 便	3 便	4 便	5 便	6 便
8:30 発	9:30 発	10:30 発	11:30 発	13:30 発	14:30 発

図 13 事業実施後のイメージ

6-3 運送の条件の改善

(1) デマンド型乗合タクシー(町民バス予約運行型)の運賃低廉化

1) 事業概要

デマンド型乗合タクシー(町民バス予約運行型)の運賃及び定期券代の金額を見直します。

2) 事業実施予定期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

3) 実施内容

事業実施の背景・これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">小中学生および75歳以上の方に対して、通常運賃(300円)の半額である150円の運賃を設定するなど、移動に配慮が必要な住民への負担軽減を図っています。
主な課題	<ul style="list-style-type: none">利用者や地域の実態を踏まえると、現行の運賃体系では依然として負担感を持つ方も多く、とくに定期的な通院や通学に利用する場合には、継続的な費用が生活への影響を及ぼす可能性が指摘されています。高校生が運賃低減の対象外であったことや定期利用者に対する運賃配慮が十分でなかった点も課題となっていました。より柔軟で公平な運賃制度への見直しが求められています。
本事業の実施内容	①運賃及び定期券代の低廉化
期待される効果	<ul style="list-style-type: none">利用者の費用負担が軽減され、移動に対する心理的・経済的な障壁が下がることで、外出機会の拡大が期待されます。高校生への適用により、若年層の利用が促進され、公共交通への親和性向上にも寄与することが期待されます。定期券運賃が従来よりも低減されることにより、継続的な利用がしやすくなることで、利用者数の安定的な確保と、地域公共交通の経済的持続性にも効果が期待されます。デマンド型乗合タクシー(町民バス予約運行型)の主な利用対象者に対して、町民バスとの運賃水準の整合を図ることで、サービス全体としての公平性・透明性の向上にもつながります。

4) 実施内容のイメージ等

【事業実施前】

表 8 事業実施前の状況

種 別		一 般	小中学生・75歳以上
普通運賃		300円	150円
回 数 券		3,000円 (300円券×11枚)	1,500円 (150円券×11枚)
定期券	1か月	7,500円	3,750円
	3か月	21,000円	10,500円
	6か月	40,500円	20,250円

【事業実施後】

- ・高校生を「一般」の区分から移行
- ・小中高生、75歳以上の運賃を低減
- ・定期券代を低減

表 9 事業実施後のイメージ

種 別		一 般	小中高生・75歳以上
普通運賃		300円	100円
回 数 券		3,000円 (300円券×11枚)	1,000円 (100円×11枚)
定期券	1か月	6,000円	2,000円
	3か月	18,000円	6,000円
	6か月	36,000円	12,000円

表 10 運賃及び定期券代の低減状況

種 別		一 般	小中高生・75歳以上
普通運賃		±0円	-50円 (33%減少)
回 数 券		±0円	-500円 (33%減少)
定期券	1か月	-1,500円 (20%減少)	-1,750円 (47%減少)
	3か月	-3,000円 (14%減少)	-4,500円 (43%減少)
	6か月	-4,500円 (11%減少)	-8,250円 (41%減少)